第１　目的（法第１条関係）

本ガイドラインは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第６条及び第８条に基づき、また、法第７条第１項に基づく「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年４月２日閣議決定。平成20年４月25日一部変更。平成21年９月１日一部変更。以下「基本方針」という。）を踏まえ、債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号。以下「サービサー法」という。）に基づき法務大臣からサービサー法第３条の営業許可を受けた「債権回収会社」（サービサー法第２条第３項で定義される株式会社）が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、債権管理回収業分野の実情や特性等を踏まえ、債権回収会社が講ずる措置が適切かつ有効に実施されるよう具体的な指針として定めるものである。

法は、個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の有用性に配慮しつつ、消費者等、個人の権利利益を保護することを目的としており（法第１条）、当該目的は、本ガイドラインにおいても、同様である。

本ガイドラインにおいて、「～ならない」と記載している規定については、法の義務規定の対象である個人情報取扱事業者の法的義務であるため、個人情報取扱事業者である債権回収会社が従わない場合には、法務大臣により、法違反と判断される可能性がある。一方、個人情報取扱事業者でない債権回収会社がこれに従わない場合には、法違反と判断されることはないが、取り扱う個人情報の性質は個人情報取扱事業者である債権回収会社と同じであることから、個人情報取扱事業者の義務に準じた措置を講ずることとする。

本ガイドラインにおいて、「～こととする」と記載している規定については、法の課す義務ではなく、債権回収会社がそれに従わない場合、個人情報取扱事業者であるか否かを問わず、法違反と判断されることはないが、法の基本理念（法第３条）を踏まえ、個人情報保護の推進の観点から債権回収会社において積極的な取組に努めることを求める努力規定である。

債権回収会社については、本ガイドラインが適用され、本ガイドラインに規定のない事項については、「法務省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」（平成21年法務省告示第453号）が適用される。また、事業の内容に応じて、各事業分野ごとに策定されたガイドラインが適用される場合には、これによるものとする。

なお、本ガイドラインにおいて記載した具体例については、これに限定する趣旨で記載したものではない。また、記載した具体例においても、個別ケースによって別途考慮すべき要素があり得るので注意を要する。

第２　用語の定義（法第２条関係）

１　個人情報

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）をいう。

「個人に関する情報」とは、氏名、性別、生年月日、住所、年齢、職業、続柄等の事実に関する情報に限られず、個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関する判断や評価を表すすべての情報を指し、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報、暗号化された情報も含まれる。これら「個人に関する情報」が、氏名等と相まって「特定の個人を識別することができる」ことになれば、それが「個人情報」となる。

なお、生存しない個人に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報に当たる場合には、当該生存する個人に関する情報となる。

また、企業名等、法人その他の団体に関する情報は、基本的に「個人情報」には該当しないが、役員の氏名などの個人に関する情報が含まれる場合には、その部分については、「個人情報」に該当する。

さらに、「個人」には外国人も当然に含まれる。

２　個人情報データベース等

「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したもの、又はコンピュータを用いていない場合であっても、五十音順に索引を付して並べられた顧客カード等、個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引、符号等により、一般的に容易に検索可能な状態に置いているものをいう。

３　個人データ

「個人データ」とは、「個人情報データベース等」を構成する個人情報をいう。

（例）

・　個人情報データベース等から記録媒体へダウンロードされた個人情報

・　個人情報データベース等から紙面に出力された帳票等に印字された個人情報（そのコピーを含む。）

４　個人情報取扱事業者

「個人情報取扱事業者」とは、次に掲げる者を除いた、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。

⑴　国の機関

⑵　地方公共団体

⑶　独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第２条第１項に規定する独立行政法人等をいう。）

⑷　地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。）

⑸　その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ない者

⑸の規定にいう者とは、その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の合計が過去６か月以内のいずれの日においても5,000を超えない者とする（個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「施行令」という。）第２条）。

ここでいう「特定の個人の数の合計」の算出に当たっては、次の点に留意する。

ア　「その事業の用に供する」とは、本業（13を参照）及び兼業（14を参照）のいずれの用に供するものであるかを問わず、また、雇用管理の用に供するものもすべて含む。業務受託や債権譲受けの前段階における査定の際の個人情報の取得はこれに該当するが、債権の管理回収を行わず、単に債権証書を保管のため預かっているような場合は、これに該当しない。

イ　「特定の個人の数」には、個人情報データベース等を構成するものである限りは、案件ごとではなく、債務者、保証人及びこれらの家族等、識別される特定の個人ごとに個別に計上するが、同一人物が重複する場合はそれを１人として計上する。

ウ　他者が管理している個人情報データベース等であっても、それを事業の用に供する場合には、当該個人情報データベース等を構成する個人情報から識別される特定の個人の数も計上する。

エ　個人情報データベース等の全部又は一部が他人の作成に係る個人情報データベース等であって、次のいずれかに該当するものを編集し、又は加工することなくその事業の用に供するときは、それを構成する個人情報によって識別される特定の個人の数を「特定の個人の数」に計上する必要はない。

㈠　氏名、住所・居所、電話番号のみが掲載された個人情報データベース等（例えば、電話帳、電話帳ＣＤ－ＲＯＭ、氏名等入り電子住宅地図及びカーナビゲーション）

㈡　不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行され、かつ、不特定かつ多数の者により随時に購入することができる又はできた個人情報データベース等（例えば、自治体職員録や弁護士会名簿）

オ　こうして計上された個人の数の総和により「個人情報取扱事業者」に当たるかどうかを判断する。

カ　債権回収会社は、常に「特定の個人の数の合計」を把握し、自らが「個人情報取扱事業者」に当たるかどうかを把握することとする。